「『有価証券の売出し』概念の見直し」についての論点

	項 目	論点	備考
-	I.売出し概念 の見直し	◇ 証券会社による外国債、外国会社株券等の販売について、過去からの慣行により、約定ベースで50名に満たないように「均一の条件」により勧誘が行われている実態について、法的な観点、情報開示の観点等からどう考えるか。	
		◇ 一方で、有価証券の販売に当たり、例えば、49人までの投資者に対し同一の価格で勧誘を行ったところで、価格を1円変えてまた49人まで勧誘を行うというように、小刻みに価格を変えながら勧誘を行うことにより、発行開示を行わないまま多数の者に勧誘が行われる実態について、法的な観点、情報開示の観点等からどう考えるか。	
		◇ こうした実態を踏まえ、法的な観点、情報開示の観点、投資者保護の観点等から、「有価証券の売出し」の定義についての見直しを行うことについてどう考えるか。	
	(1)「均一の条件」の削	◇ これらは、「有価証券の売出し」の定義において「均一の条件」が要件とされていることに起因するものであると考えられる。「均一の条	〇 平成4年の証券取引法改正 により、「募集」の定義から「均
	宋 [r] O [ii] 除	件」を「有価証券の売出し」の定義から削除することとしてはどうか。こ	一の条件」が削除された。一
		の場合、併せて通算規定を設ける必要があるのではないか。	方、「売出し」については、「『均 一の条件』をはずした場合、証
		◇「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することとした	
		場合、現行の「有価証券の売出し」に比べ、その範囲は拡大するもの	証券会社が日常的に行う既発

と考えられるため、「有価証券の売出し」に該当し得る勧誘・取引のうち、開示義務を課す必要性が低いと判断されるものについては、明示的に開示義務を免除する必要があるのではないか。

【参考】現行、開示義務を免除している取引・勧誘の概要

- 投資者が投資情報を十分に入手できる場合(「有価証券の 売出し」から除外している。)
 - 取引所取引、上場有価証券のPTSにおける取引
- 投資者が発行者に関する情報を入手している、又は容易に 入手できる場合(届出を不要としている。)
 - ストックオプションの付与
 - 既開示証券の売出し(有価証券通知書の提出、目論見書 の交付は必要。)
- 投資者に一定の判断能力があり、一定の情報提供を受ける場合(「有価証券の売出し」から除外している。)
 - 特定投資家向け売付け勧誘等

行証券の取得等の勧誘についても開示規制が課せられ、市場における証券の円滑な流通が阻害されることになる可能性がある」(証券取引審議会ディスクロージャー小委員会報告「ディスクロージャー制度の見直しについて」(平成3年4月26日))とされている。

○ ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」(平成17年6月28日)(抜粋)

「WGにおいては、PTSにおける上場有価証券の売買に係る売出し概念の整理についた。(中略)PTSに検討を行った。(中略)PTSに引いる取引であり、かつ、有場が上場されば、投資者の入れば、投資者に変けることは、投資者保護に欠けることは、

			ないものと考えられる。また、P
			TS以外における売買や上場
			有価証券以外の売買について
			も、取引の実態を踏まえ、今
			後、必要に応じ、その取扱いの
			明確化が図られるべきであ
			る。」
			332
			〇「特定投資家向け売付け勧
			誘等」は、本年6月の改正で導
			入(本年12月12日までに施
			行)。
(2)	発行開示	◇ 外国の金融商品取引所に上場され、かつ、当該外国の法令等に基	
を身	色除する	づいてその情報開示が行われているなど、一定の要件を満たす外国	
売出	<u> </u>	国債、外国会社株券等については、発行開示を免除する、又は軽減	
		することが考えられないか。	
		◇ この場合、一定の要件としては、発行者や有価証券の性質に応じ、	
		例えば、次のような要件の全部又は一部を満たすこととすることにつ	
		いてどのように考えるか。この他に必要な要件としてはどのようなもの	
		が考えられるか。	
		○ 外国株券等について、海外の国·地域において上場·店頭登録さ	
		れ、当該国・地域の法令等による情報開示が行われていること(当	
		該国・地域の範囲も要検討。)	

	〇 外国国債等について、十分な信用力のある国・地域の中央政府・中央銀行が発行するものであること(当該国・地域の範囲も要検討。)	O EUにおいては、一定の域内 銘柄について開示免除あり。
	〇 金融商品取引業者等が勧誘・保管を行うこと。顧客の請求がある場合には、発行者・時価等に係る日本語の説明資料を提供すること(勧誘時及びその後継続して行うこと)	〇 金商業者による保管を通じて 情報提供を確保する。
	〇 金融商品取引業者等が引き受けた有価証券に係る勧誘でないこと。	○ 米国においては、一定のディーラー取引の開示免除がある。 なお、ディーラーが引受人に 該当する場合には、免除されな
	〇 発行者が金融商品取引法に基づく情報提供・公表(「特定証券情報」及び「発行者情報」(金融商品取引法27条の31、27条の32))を行っていること。	い。 〇「特定証券情報」及び「発行 者情報」に係る制度は、平成20 年6月の金融商品取引法の改 正により導入されたもの(本年 12月までに施行)。
(3) 発行開 を免除す 売出し②		〇 EUにおいては、適格投資家 限定の勧誘は開示規制が免 除される。また、少人数向け勧
	◇ 勧誘の相手方に適格機関投資家が含まれている場合に、適格機 関投資家を控除した相手方の数が50名未満であれば「有価証券の 売出し」に該当しないこととするか否か。	誘の人数算定に当たっては、 適格投資家を除外して計算することとされている。 〇 米国においては、Rule144A
	◇ これらについて発行開示を免除する場合、対象とする有価証券の	に基づき、適格機関購入者限

		 範囲について、どのように考えるか。 一 「私募」により発行された有価証券には転売制限が付されていることから、これと異なる転売制限を付すこととなる「私売出し」の対象とすることは問題ではないか。 	定の勧誘について開示規制が 免除される。
		一方で、「特定投資家向け売付け勧誘等」と同様に「私売出し」を導入することは考えられないか。 海外発行証券については、適格機関投資家以外の者への転売を防止するための方策を講じるべきではないか。	
を免	発行開示 色除する HU3	◇ 上記のほか、発行開示を免除すべき取引はあるか。 ○ 既開示証券の売出し(目論見書・通知書の免除) ○ 上場有価証券以外の有価証券の PTS における取引 ○ その他	〇 ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」(平成17年6月28日)(抜粋)「PTS以外における売買や上場有価証券以外の売買いても、取引の実態を踏まえ、今後、必要に応じ、その取扱いの明確化が図られるべきである。」
券の	ト発行証 ・少人数 ・勧誘の し	◇ 海外で発行された有価証券を、一括譲渡以外の譲渡は行わない旨を約することを条件に、50名未満の者に対して売付け勧誘等を行う場合は、開示規制の対象とはならない。しかしながら、この制度を利用し、① 有価証券を海外で発行しておいて、翌日には国内で勧誘を開始	

	し、 ②「均一の条件」での勧誘者数は49名までとし、次の49名は発行 条件をわずかに変えて勧誘を行うことを繰り返す ことにより、発行開示を行わずに、多数の者に勧誘を行っているとの 指摘はあるが、どう考えるか。	
3. 私募商品に 係る情報提 供	◇ 金融商品取引法に創設された「特定証券情報」を利用することにより、「有価証券の私募」についても、一定の情報提供を求めることについて、どう考えるか。	